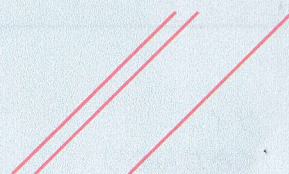


線を引くだけ!

簡単“かけ算”方法

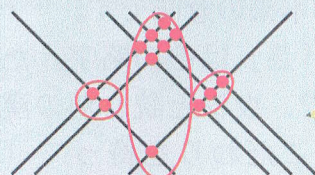
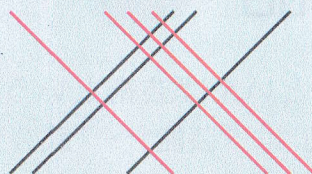
かけ算が簡単にできるというインド式の計算方法をご紹介します。線を引いて数えるだけで2桁のかけ算もあっという間にできます。

21×13=273の場合



左側の「21」から、「2」本と「1」本を右斜め上に、線を引きます。

右側の「13」から、「1」本と「3」本を左斜め下に、線を引きます。



線と線が交わっているところの数を数えていくと……

2 7 3

2・7・3となり **273** が答えです。

自転車ルールを再確認!

今年は9月にも大型連休があり、行楽の機会も増えそうですが、6月に改正された道路交通法は、違反を繰り返す運転者には講習が義務付けられるなど自転車運転のルールが大きく変わりました。

上記の違反を3年以内に2回以上繰り返す自転車運転者に「安全講習」を義務付けています。受講しなかった人には罰金刑が適用されます。



交通の危険を生じさせる違反とは?



交通の危険を生じさせる違反となる14項目

- | | |
|------------------|---------------|
| ● 信号無視 | ● 通行禁止違反 |
| ● 歩行者用道路徐行違反 | ● 通行区分違反 |
| ● 路側帯通行時の歩行者通行妨害 | ● 遮断踏切立入り |
| ● 交差点安全進行義務違反等 | ● 交差点優先車妨害等 |
| ● 環状交差点の安全進行義務違反 | ● 指定場所一時不停止等 |
| ● 歩道通行時の通行方法違反 | ● ブレーキ不良自転車運転 |
| ● 酒酔い運転 | ● 安全運転(※)義務違反 |
- (※)ハンドル・ブレーキを確実に操作し、かつ他人に危害を及ぼさない運転



都道府県ごとの条例で違反になる事例もあります(傘差し・大音量で音楽を聞く等)ので、注意が必要です。

安全運転を心掛けていれば、違反となることはないでしょう。